

会 議 録

会議の名称	第8期 第10回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和5年11月8日（水）17時00分から19時15分まで
開催場所	小金井市役所 第二庁舎801会議室
出席者	<p>【委員】 〈市役所の会議室での参加〉 加瀬 進委員(会長)、吉岡 博之委員(副会長)、石塚 勝敏委員、小根澤 裕子委員、渡邊 誉浩委員、加藤 了教委員、荒井 康善委員、田村 忍委員、畑 佐枝子委員、八木 香委員、木下 一美委員、中村 裕子委員、 鴻丸 恵美子委員、高橋 徹委員、永末 美幸委員、佐々木 宣子委員 〈WEBによる参加〉 田中 麻子委員、塚口 敏彦委員、猿渡 太育委員、佐々木 由佳委員 〈欠席〉 宮井 敏晴委員</p> <p>【事務局】 福祉保健部長 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 環境部環境政策課長 小金井障害者地域自立生活支援センター 株式会社名豊担当者</p>
会議内容	第8期 第10回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録のとおり

第8期 第10回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(事務局)

開会前に事務局より、連絡させていただきます。本日も、WEBと対面の併用で会議を行います。WEBで参加の方にも分かるよう、ご発言の前にはお名前を仰っていただくよう、ご協力をお願いいたします。なお、本日は事務局からの報告事項の説明のため、当該事業を担当する部署の職員が出席しております。

また、障害者計画策定についてご協議いただくにあたり、説明員として障害者計画策定委託の受託者も出席しております。

最後に、会議時間でございますが、開催通知では19時までとしておりますが、本日は障害者計画の素案の最終確認がございますので、会場としては19時30分まで使用できる状況となっております。

連絡事項は以上です。

(会長)

それでは、第10回小金井市地域自立支援協議会を開催したいと思います。会場は19時30分まで、ということですが、19時30分に完全に退出するという事です。19時30分まで協議が出来るということではないので、その点、含みおきください。

本日の欠席委員等、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

本日は宮井委員から欠席の連絡を頂いております。WEB参加の委員は、佐々木由佳委員、猿渡委員、田中麻子委員、塚口委員となっております。小金井市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、協議会の開催には半数以上の出席が必要となりますが、現時点で21人中15人の出席がありますので、会議が成立することを報告いたします。

(会長)

それでは配布資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

本日配布しております資料は、資料1、子どもの遊び場等整備事業概要、資料2-1、委員からの意見(畑委員)、資料2-2、委員からの意見(鴻丸委員)、資料2-3、委員からの意見(八木委員)、資料3、小金井市障害者計画 施策の

展開（素案・修正案）、資料4、小金井市障害者計画・第7期小金井市障害福祉計画・第3期小金井市障害児福祉計画（素案）。配布資料は以上となります。

（会長）

資料をご確認いただけましたでしょうか。よろしいようですので、議題(1)事務局からの報告の中のア、子どもの遊び場等整備事業について、お願いいたします。

（事務局）

市内2ヶ所の公園におきまして、インクルーシブデザインに配慮した遊び場等を整備する、子どもの遊び場等整備事業についての報告でございます。

今後、自立支援協議会での協議、あるいは委員の所属団体の協力を頂くこともあるかと思っておりますので、担当する環境政策課の職員より説明させていただきます。

（環境政策課）

小金井市環境政策課長です。よろしくお願いいたします。環境政策課の方では、今年度から3か年かけまして、子どもの遊び場等整備事業としましてインクルーシブデザインに配慮した遊具や菜園、居場所空間の整備をしたいと考えております。

関係者の皆様に一度、説明をさせていただきまして、必要に応じてご意見等を頂戴できればと思ひまして、今回、お時間を頂いたところです。お時間も限られておりますので、事業の概要を説明させていただければと思ひます。資料1をお手元にご用意ください。

1、事業の目的ですが、障がいのある子や、外国にルーツがある子等、様々な背景を持ったあらゆる子どもたちが一緒に遊べる空間作りをしたいと考えております。子どもたちや保護者同士の方々が、相互にそれぞれの個性や特徴を理解し合える共生社会の実現を目指しまして、本事業を実施したいと考えております。次に4、事業概要です。今年度は子どもが公園で遊ぶ上での課題等を収集するワークショップを市内の公園で開催するとともに、アンケート調査を実施したいと考えております。また、先行事例が近隣にございますので、そういった所の視察も実施したいと考えております。

令和6年度は、障がいのある子どもでも遊ぶことが出来る遊具を試験設置した上で、課題等の収集等を行ってまいりたいと考えております。

また、梶野公園におきましては、子どもの意見を聞いたうえで、菜園や居場所空間の整備を行いたいと考えておひまして、令和7年度にはインクルーシブ遊具の整備を実施予定でございます。

次に5、対象公園ですが、梶野公園と貫井南町にある三楽公園。この2公園を予

定しております。整備後の活用の観点からも、整備段階から両公園の地域の方々、梶野公園サポーター会議の方ですとか、弁天通り自治会に関わっていただくことを考えております。

最後、8番の子どもワークショップの開催日程ですが、12月16日土曜日に梶野公園と三楽公園、17日日曜日に上の原公園と栗山公園で実施予定です。詳細については12月1日号の市報ですとか市のホームページで周知して事前申込制とする予定ですが、是非、委員の皆様のお知り合いの方にも紹介をしていただいで、一人でも多くの方々のご意見を頂ければと思いますので、積極的な周知・参加をお願いしたいと考えております。

チラシを作成する予定でして、関係機関に配布させていただくとともに、市内の小学校を通じて全児童に配布予定ですので、そのように周知していただきたいと考えております。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

報告事項ということですが、短時間ではあります質問の時間を設けたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

対象が小学校ということでしたが、保育園の園児は対象に含まれていますか。

(環境政策課)

対象はあらゆる子ども達、ということで、乳幼児や保育園に通っている方々全てが対象になりますので、小さいお子様たちは保護者に同伴していただいで、一緒に出席していただければと思っております。

(会長)

いかがでしょうか。

私から質問ですが、インクルーシブデザインとなっておりますが、スーパーバイザーはいらっしゃるのでしょうか。インクルーシブデザインを本気で考えると、結構難しいと思っております。

(環境政策課)

市の方で、パシフィックコンサルタンツ株式会社に委託しました。全国で色々なインクルーシブデザインを手掛けており、様々な事例・ノウハウを持っている事業者です。

また、インクルーシブ遊具ということで、様々なメーカーさんにも意見を聴きながら事業を進めてゆきたいと思いますが、まずは行政の方で形を決めて、これをしてほしいということではなくて、利用者・市民の方から意見を吸い取って、それを実現させるような形で考えております。そのための第一弾としてワークショップ・アンケートを実施してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

実際には今後動くということですので、市の方からも情報提供を丁寧にしていただければと思います。

(委員)

対象公園整備ということで梶野公園・三楽公園とありますが、小金井には他にも色々な公園や、公園という名がついていない広場があります。今後、対象公園を拡げてゆく考えがあるのかどうかについて、お聞きしたいと思います。

(環境政策課)

現時点ではインクルーシブデザインの遊具を置くことが出来る環境や広さもありますし、整備した後が大事ということも考えておりますので、地域の方々と一緒に運営していただくことや助けを頂くことも大事だと思っておりますので、今のところ、梶野公園・三楽公園についてはそのような地元の方々のご理解も得られて、一緒に考えていただけるという環境が整っておりますので、まずはこの2公園、と考えております。

今後につきましては今のところ、どんどん拡げてゆくという構想まではございませんので、まずはこの2公園を成功させるために、やれることをやってゆきたいと考えております。

(会長)

それでは、ここまでにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(環境政策課)

どうもありがとうございました。

(会長)

それでは次に、(2)協議事項ア、障害者計画の素案（パブリックコメント案）につ

いて、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3をご覧ください。こちらは障害者計画の素案のうち、第3章、施策の展開のみを抜粋した形となっております。前回の合同部会に提出した資料について協議の中で出された意見、その後、事務局に寄せられた意見、および担当課の意見を踏まえて修正したものとなっております。協議会の意見による修正は赤字、担当課の意見による修正は青字で示しております。

まず、協議会の意見を受けて修正した点について説明します。

前回の合同部会の中で、指標について八木委員から、「講座や研修等は実施回数ではなく参加人数の方が良い」という意見を頂きましたので、例えば2ページ一番上、事業3のように開催回数を参加者数に改めています。また、「ホームページについては掲載回数よりも閲覧数の方が良い」という意見がありましたので、14ページの事業名1のように閲覧数、ということで修正しております。こちらについては事業名2を加えておりますが、同じく閲覧数、としております。この修正につきましては、集計が可能なものについては全て整合を取ってございまして、例えば5ページ事業名6のように指標そのものを変えたものや、24ページ②の事業名1のように新たに設けたもの。そういったものを含めて、整合を取っております。

(手話通訳者)

すみません、もうちょっとゆっくりお願いします。

(事務局)

なお、24ページの②の事業名1。こちらについては「手話通訳についての記載が必要ではないか」という荒井委員の意見を踏まえて修正しております。

また、八木委員からは、25ページの事業名3について、「保証人がいないことが理由ではない」というご経験によるご意見を頂きました。施策内容についても修正案を頂きましたが、こちらについては実際に実施している事業の委託仕様書に即して記載しておりますので、理由のみを削除しております。

次に6ページの事業名5です。塚口委員より、「工賃向上は就労の場の充実とは別の観点ではないか」というご意見を頂きましたので、就労意欲を高めるという別の目的を持たせた表現に修正をしております。

次に17ページの事業名7です。「市の計画ということで市の事業を記載した方が良いのではないか」という鴻丸委員からのご意見を踏まえまして、内容を改めております。併せて事業名についても、市の方では精神保健福祉相談という言い

方をしておりますので、そのように修正をしております。

なお、保健所との関係につきましては、困難事例において連携して対応する旨を記載しております。

併せて自殺予防等についてもご意見を頂きましたが、そちらは以前説明したとおり、健康増進計画の方に移行しているため記載はしておりません。

また、同じく鴻丸委員のご意見を踏まえて修正した箇所として、26ページ②の事業名1です。「避難する体制や避難所の運営方法等についても記載が必要ではないか」というご意見がありました。こちらについては、防災計画との関係もあり、障害福祉部門の担当として踏み込むことが出来る範囲内ということで、福祉避難所の運営体制について追記しております。

続きまして、協議後に寄せられたご意見についてです。資料3と併せて資料2-1、畑委員からの意見を併せてご覧ください。

まず、副籍交流についてです。資料3の方は3ページです。ご意見を踏まえまして、直接交流と間接交流の人数を指標に加えております。

次の、障害者週間行事についてのご意見は、同じく3ページの事業名3の指標の方に反映をしております。

次に、基本目標2に対するご意見です。資料3の方は4ページです。事業名2について、「障がい特性に対し必要な配慮というものを加筆する」というご意見でしたが、教育委員会と調整した結果、東京都の就学相談に関する手引きに準じた文言として、「障がいの特性や必要性に応じた合理的な配慮」と改めております。次に、事業名9の指標に関しては、市では待機者数を正確に把握することが出来ないため、こちらについては記載しておりません。

(手話通訳者)

すみません、ちょっと。

(会長)

6ページですね。

(手話通訳者)

手話を見てから資料を見るので、遅くなるのももう少し間を取っていただきたいと思います。

(会長)

どこからもう一度、やり直せばいいですか。

(手話通訳者)

事業名 9、というのがありましたよね。

(事務局)

5 ページですね。

(手話通訳者)

5 ページの事業名 9 ということですね。それがどうなりますか。

(事務局)

「指標に待機者数も記載」というご意見でしたが、待機者数について市では把握できないということで、反映をしていないということになります。

(手話通訳者)

ありがとうございます。

(事務局)

次に、資料 3 の 6 ページです。ご意見の方は、施策内容の文末に「さらに、離職を減らすための支援を実施します。」ということを加筆ということで、事業名 1 の文末に、そのとおり反映させています。

次に資料 3 の 9 ページです。基本目標 3 の基本施策 (1) の①自立支援給付の事業名 2 につきまして、「文末に加筆を」というご意見でしたが、制度改正から一定期間が経過していることから文章そのものを削除し、サービス供給量の確保に努める旨に修正していることから、加筆はしておりません。

次に資料 3 の 10 ページ②です。事業名 2 についてご意見を踏まえまして、赤字のとおり修正をしております。事業名 3 につきましては、頂いたご意見のまま加筆をしております。

次に事業名 5 につきましても、現状と齟齬が生じておりますので、頂いたご意見のとおり削除しております。

次に資料 3 の 11 ページ③その他の事業です。文末の表現につきましては八木委員からもご意見を頂いておりますが、意見を反映しているものとそうでないものがあります。詳しくは後ほど、資料 2-3 に沿って説明いたします。

文末に関する意見は飛ばしまして、資料 3 の 17 ページ基本施策 (4) ①の事業名 6 です。「より一層の推進を図ります」ということを加筆するというご意見ですが、国の制度に従った事業で、担当課の方向性としても継続となっていることから加筆は難しいと考え、そのままにしてあります。

次に事業名 8 につきましては手前の項目削除に伴って資料 3 では 17 ページの事業名 7 ですが、ご指摘頂いた内容そのものが削除となっております。残りの意見は、文末の表現に係るものですので、後ほど説明いたします。

次に、鴻丸委員の意見についてです。資料 2-2 をご覧ください。

(会長)

手話通訳の方にお聞きしたいのですが、今ぐらいのスピードであれば大丈夫ですか。

(手話通訳者)

はい。ありがとうございます。

どうしても手話を見てから探したり文章を読んだりするので、すみませんがその点をちょっと踏まえて対応をしていただけるとありがたいと思います。

今、委員に確認したところ大丈夫ということでしたので、ありがとうございます。委員の方からも、「どうもありがとうございます。」ということでした。皆様、どうもありがとうございます。

(事務局)

どうもありがとうございます。それでは、続けさせていただきます。

1 点目の、5 年間の振り返りについて、でございます。まず、施策一つ一つの評価については実績そのものを載せるという形は取っておりませんが、9 月 20 日に開催した合同部会におきまして、施策一つ一つについて評価した結果を報告しております。その際、5 年間の実績と現状を踏まえ、それぞれの施策に今後の方向性を示しております。それが今回の、資料 3 の右から 2 列目の、今後の方向性という所に反映されておきまして、施策の内容についてもそれを踏まえて記載している形になっております。

また、後ほど説明をさせていただく、資料 4 の 54 ページ以降の所に「小金井市の障害福祉の課題」というものがありまして、そちらについては 6 月 7 日に開催した全体会、7 月 12 日に開催した専門部会、これらに加えて 7 月 21 日に開催したワーキンググループの方でご協議いただいた課題整理シートから転記をしているもので、主にアンケート結果を引用しておりますが、現行の計画期間を振り返った上での市民の評価を踏まえた課題についての記載となっております。

次に、2 点目の車いす農園について、資料 3 の 8 ページです。こちらにつきましては、担当課に確認した結果、現行計画策定時とは考え方が大きく変わってきており、車いす利用者に特化した施策というよりは、様々な障がいに対応した利用へと移行しているということですので、資料のとおり、事業名も施策内容も修正

しております。

次に、3点目のご意見につきましては、畑委員のご意見の際にも説明しましたが、現状に合わせて内容を修正しております。

次の4点目、にも包括につきましては項目を移動した関係で、本日の資料では15ページ③「包括的支援体制の整備」の中に追加しております。

次に資料3の18ページ。医療的ケア児の記載の所です。こちらは、確かに今、医療的ケア児のことについては動きが多いということで注目される事業ではありますが、一度入れ替えてみたのですが、先ず一つは項目名に従ったときに「重度障がい」が先に来ていることが一つ。あともう一つは、順番については重要度などに基づいているわけではないので、このことを理由にここだけ入れ替えてしまうと、他の項目の所でも「この事業よりあの事業の方が優先度が低いのか」というような誤解が生じることもありますので、このままの順番とさせていただきます。

最後に強度行動障害についてですが、こちらは保健所で扱っていないということですが、市の事業としても強度行動障害に特化した事業は無いような状況なので、事業名のかっこ書きを削除しまして、施策の内容につきましても市で実施しているレスパイト事業を追記しております。保健所が実施する相談については現行の計画を引用した上で、市としても保健所と連携して支援をしていく内容に修正をしております。

続いて、八木委員からのご意見です。資料2-3を併せてご覧ください。

こちらの1点目につきましては、資料3の1ページ事業名2になります。ご指摘のとおり修正をするとともに資料全体を検索しましたが、その他には確認されておられません。

次に2点目です。こちらは先ほどの畑委員のご意見の際に保留した部分、文末の表現についてです。こちらは感覚的なものがありますが、まず、市が主体となって実施するようなものについては「します。」というような言いきり型、現状の説明に過ぎないものについては「しています。」、継続した取り組み、あるいはこれから徐々に取り組んでいくものについては「いきます。」という形で整理をしております。

市の計画ということなので、例えば1ページの事業名2のようなものは原則、「します。」という表現を用いておりますが、2ページの②の事業名2のようなものはこれから徐々に強化していくという意味で「いきます。」としております。また、4ページの事業名4については既存の事業の説明のため「しています。」としております。

これは事務局の方で整理をしているところですが、はっきりと線引きをすることが難しいところもあります。ですので、今の説明を聞いたうえでなお、

しっくりこない箇所がございましたら意見を頂きまして、今回の協議の中で修正をしていきたいと思っております。

3点目の離職の意見。資料3の6ページになりますが、こちらも先ほどの、畑委員のご意見の関係で加筆をしております。

委員のご意見を踏まえた修正は以上となります。

(会長)

事前にこちらの方で相談をさせていただいて、二段階構えで議論をしたいということで構成をしております。

一段目が、委員の皆さんから頂いたご意見、あるいは確認した上で修正をした部分について今、説明をさせていただき、ご意見を頂くと。

後段の方は、担当課が違う所で修正した部分。これは自立生活支援課では勝手に変えることが出来ないの、ここについてはご意見を頂いた上で、担当課と擦り合わせて、それをパブリックコメントの案にしていくと。パブリックコメントの案になったら何も言えないのかというと、我々もパブリックな市民ですので、パブリックコメントに書けばいいということになると思いますので、段階を追って意見を集約していくということでご理解していただければと思います。

と言いながら、第一段目だけで物凄い情報量ですね。それぞれ皆さんの関心があるところが違うかと思しますので、一個一個、順を追っていく形にはしていきません。それぞれのご関心で色々のご意見やご指摘を頂ければと思いますので、まず前段ということでもよろしくお願いいたします。

例えばご意見を頂いている八木委員、鴻丸委員、畑委員の方から出した意見に対して「ここはやっぱりおかしい」という所がありましたら、むしろ口火を切っていただくのが分かりやすいかと思えます。我々も資料があるので。もちろん、「そういう順番にして下さい」ということではありませんが、そういう方法もあるかと思えます。

それではどうぞ、よろしくお願いいたします。

(事務局)

1点、補足としまして、委員に基づく修正で指標の所を、講演会などの回数から参加者数に変えたところではありますが、今日の市議会の厚生文教委員会の方で、「指標は参加者だけではなく回数もあった方が良いのではないか」という意見を頂いたの、それも含めてご意見を頂きたいと思えます。

厚生文教委員会からは、他にもいくつか意見を頂きましたが、そちらについては後ほど資料4の説明の際に、説明させていただきたいと思えます。

(委員)

資料3の15ページの包括的支援体制の事業名3、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」が新しく入ったわけですが、あじさい会（精神障害者家族会）は、10月25日だったと思いますが、関係団体と話し合いを行いました。この事について「実施してほしい」と強く要請した経緯があります。今回、ここに入っているということで大変ありがたいと思います。これを拡充というか努力をしていただきたいし、私達も色々なご意見を継続して持っていきたいと思っています。

(会長)

その他、ございますか。

(委員)

先ほどの、「しています。」「していきます。」「します。」、ちょっとそこら辺が分かりません。

また、「図ります。」「努めます。」、市としてはどちらの方が強い表現といたしますか、気持ちが表れていますか。

(会長)

グッドクエスチョンだと思います。

(事務局)

あくまで感覚的な問題かとは思いますが、「図ります。」の方が積極的な意思表示かと。「努めます。」ということは「それに向けて努力します。」ということですので、そういう形かなと思っています。

あと、事業の内容にもよりますが、例えば事業所の確保みたいなことになると、なかなか市が主体となって行うよりも、法人頼りになってくる部分がありますので、そういったものについては「努めます。」と表現されている状況がございます。

(委員)

そうですか。皆さんはどう思われますか。

(会長)

混乱するかもしれませんが、議論の手がかりとして、「努めます。」だと、法律だと努力義務という言い方があるので、努力義務になることが大きいことなので、

私は「努めます。」の方が強いかなと思います。

「図ります。」というのは計画を立てるということなので、計画を立てたけれど実行するかどうかは別問題という解釈もできるので。

(委員)

賛同します。私も同じ意見です。

(会長)

こうなってくると弁護士に聞かないと分からないのかなとも思いますが、私の感覚ではそのように思いました。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

あと、これは障害者計画だけで出るものではないので、他の計画がどの程度、議論しているのかは分かりませんが、そこら辺との整合性もあると思いますし、それぞれ感覚的なものもあると思いますので、ここでは答えが出ないかなとも思います。こういう意見があったということ踏まえていただいて、議論をこれで終了するという意味ではありませんが、最終的には市の計画になりますので、と個人的には思います。私としては議論の一つのきっかけとして発言させていただきました。

他はいかがでしょうか。

(委員)

言葉尻についての話になりますと、例えば資料3の25ページ事業名8、障害者支援施設の確保のための検討という所を読んでいてかなり、悶々としました。

「検討、なんだ」と。事業名が「検討」となっていることになんか、すっきりしない気持ちを持ちました。

ただ、言葉尻について指摘するのもどうなのかと思ひまして、意見を出すべきか出さないでおくか、相当悩んで、「検討って何ですかね」ということで、実は市議会議員にも「検討という言葉の重みはどうなのでしょう」とお尋ねしてしまったぐらい悩んだことで、言葉尻が市の積極性とイコールなのかという。その事業が進むこととイコールなのかということも、私は素人で分からないので、重箱の隅を突つくようなことをしてもよいのかどうか分からなくなってしまって、言えなかったのですが、「検討という言葉は事業名なんだ…」と思ひまして、言

葉って気を付けなくてはいけないし、大切だなと思いました。

(事務局)

こちらは新しく追加した所です。

二段構えで整理をした中で、二段目で説明を用意していたのですが、実はこの、障害者支援施設の確保という所ですが、まず、施策の内容として市が直接設置することは現時点では難しいと考えておりました、想定としては例えば土地を低額で貸与するとか、あるいは国有地の活用の後押しをする。あるいは一定の補助を条件に公募するなどということは今、考えておりますが、具体的にはどのような方策を取っていくのかということ自体が、検討がこれからということで、項目を検討にして施策の内容の方も、「必要な支援等の検討を進めます。」という表現に留めているところがございます。

こちらは今日の厚生文教委員会で質問が出たところでもありますが、実は「検討する」についても、入所施設を作るときに小金井市としてどの程度の規模のものが必要なのか、ということをもまずは整理して、そのためにはどの程度の広さの土地が必要なのか、その次に、その場合に公募を募ったとして、手を挙げてくれる法人がいるのか、こういった課題を順番に整理していかなければならないというところで、まだストレートに「確保」というよりは「検討」なのかなという思いはあります。

ただその一方で、今の意見をお伺いすると、事業名の方は「確保」にしておいて、施策の内容に「検討」という表現をすることもありなのかなと思いましたので、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

(委員)

「検討」ですとか、「図ります」「努めます」という言葉のニュアンスは色々あると思いますが、今、言われたように議会でのこれからの審議ですとか社会情勢が変化するとか、市民の声がこの問題については強くなったとかあると思います。第7期障害者福祉計画が来年の4月から3年間の計画になっていますが、1年、2年、3年経た中で点検して、それに合わせていくというか、見直しということはあり得るのでしょうか。それとも難しいのでしょうか。

(事務局)

今のご意見については、見直していく中で、「障害者支援施設の確保」という事業を検討した結果、駄目だったから取組をやめてしまうとか、そういうことは現状、事務局として想定しておりません。

やはり、計画に載せた以上は計画期間中に実現に向けて努めていく義務がある

と思っていますので、現時点での考えはそういう形です。

(副会長)

質問ですが、今の「検討」についてです。資料3の1ページ今後の方向性の中で「検討：市の事業としてこのまま行うべきかの判断を要するもの」という文言が入っているので、そうすると無くなってしまうのではと思っています。

(事務局)

今後の方向性についての説明文ですね。

(副会長)

はい。

(事務局)

資料3の表紙にある「検討」の説明というのは、あくまで「今後の方向性」として「検討」としているものについてはこういうことですよということで、この計画に載っている「検討」という言葉全てが、これを意味していることではありません。紛らわしいのですが。

(会長)

「検討を進めます」というふうに、進み方まで踏み込むことは出来ませんか。例えば、「検討に向けた委員会を設置します」とか。そうするとかなり、踏み込んだ感じがしますよね。「検討する」といっても、どこが検討するのか分からないままではなくて。

なかなか簡単にはいかないとしても、「検討委員会を作るんだ」というように。そこまで自立生活支援課として踏み込めるのかどうかということもありますが。今、副会長から提案されたのは、「協議を進めます」とするのも一案ではないかと。要は、「自立支援協議会ではないけれども、話し合う場をきちんと設けます」ということです。

(事務局)

感覚的なものになるかもしれませんが、「協議」としたときに、「するかしないか」という話になると後退するのではないかと、思います。「やる」というのは決定した上で、「やり方を検討する」とした方が前に進んでいるような気がします。あと、先ほどの委員会の話ですが今、事務局としては、このために委員会を設置してというよりは、担当部局でもう決まった方向性に従って検討を進めていく

というようなイメージをしております。

(会長)

自立支援協議会はこの計画を作ったら解散、ということではなくて、この計画がどれほど実現していくのかということをチェックしていくのが自立支援協議会の大きな仕事の一つなので、これだけ「検討」「委員会」「協議」など議論していれば忘れないのではないかと。

(事務局)

今、思いついたことですが、「検討」ではなく「取組を進めます」ではどうですか。

(委員)

確かに、資料では事業名が「提供」「整備」など、しっかり切られている中で「検討」だけを見ると、題名としては「これは何ですか？」と見る人は感じると思います。事業名はしっかりと切れるようにして、「検討を進めます」という文言は施策内容の方に書くのが良いのではと思います。

(会長)

それは例えば、「障害者支援施設の確保の検討」ではなく、事業名としては「確保」で切って、今回の障害者計画の段階では先ほどの「検討」なのかどうか、ということがありますが「ちゃんとそれをやりますよ」と。つまり、「確保します」と。

資料3の25ページ事業名6もそうでしょうか。「設備改修の検討」ではなく、「設備改修」で切るということ。

(部会長)

今の事業名8番についてです。施策の内容に対して指標が障害者支援施設数。そういう形になっていますが、敢えて言うならばこれは、検討状況はどのように進んだか、というのが逆に指標としての正しいものの見方なのかなと思いましたが、どうでしょうか。

(会長)

委員会というと、「市として設置をすることが難しい」「予算が…」ということが出るのかもしれませんが、部会長のご意見を踏まえると、施設の数というよりも「検討委員会の設置」というようなものを指標に入れて、設置したかどうか、と

か。それから協議の回数等をここに入れるというのが検討段階からすると、ピンとくるかなとは思いますが。

(事務局)

先ほど申し上げた、検討するにあたって必ずしも委員会を設置するのかどうかというのは分からないところがありますので、検討した内容や状況等になるのでしょうか。

(委員)

表現がとても難しいと思います。今、「設置をする」となかなか言い切れないのは、施策内容の最後の文章が「新規開設に必要な支援等の検討を進めます」なので、事業名としては「障害者支援施設の確保のための支援」というように出しておく、確かに委員会設置で協議をするのか、自立生活支援課の方で直接あたりながら形作っていくのか、どちらにも対応できるのかなと思います。

現実問題として、「支援する」ということをかなり明確に、その方向が決まっているならばそう書くことが出来るし、「支援」という表現がかけ離れていたら書かない方が良いとか、そのようなことを思いました。

(事務局)

委員の意見に対して、おっしゃるとおりだなと思う一方で、事業名に「支援」と入れるとちょっと後ろ向きに捉えられてしまうかなという何となくのイメージもあります。先ほど、副会長とお話しさせていただいた中で、「確保のための取組」にしてはどうか、という提案がありました。そうすると「支援」も含まれる形になるのかなと。事務局としては一番やりやすい形になるのかなという思いはあります。

(会長)

ここについては、要は「担当部局も含めてちゃんとやっていくんだぞ」ということがここで合意されているので、それがどう表現されるのが、ベスト、ベターなのかという議論ですよね。調停するわけではありませんが、もしよろしければ今の「取組」というふうにして文章を整理していただいて、その結果については自立支援協議会できっちりチェックをしていくんだと。

そういう形で整理をさせていただくということでどうでしょうか。

(事務局)

今、ご意見をいただいて「検討」という言葉を改めたところですので、事業名 6

ですが先ほど「改修」で止めるという話もありましたが、こちらは改修費の助成事業なので、「改修費の助成」という形に改めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(会長)

はい。

(事務局)

ありがとうございます。

(会長)

これで終わりということではなくて、また時間を取りたいと思います。それでは次の第二段階の方。担当課の意見による修正箇所に移りたいと思いますので、事務局からお願いします。

(事務局)

資料3です。担当課による修正につきましては、現行計画策定後に新規、あるいは改正した事業について追加または修正したものと、現状に合わせて言い直し等を微修正したものがあります。

まず、資料3の8ページの事業名4です。こちらは令和4年4月から施行している、障害者差別解消条例の改正の中で、選挙に関する合理的な配慮について追記したということがありますので、それに伴う修正をしております。

次に10ページの事業名3と5の両方になりますが、こちらはいずれも関係令規を改正しまして利便性を高める事業を行っておりますので、それに伴う修正をしております。

次に14ページ②の事業名2です。こちらは自立支援協議会の方でもご協議いただきまして、昨年度、障害福祉サービスガイドラインを策定したところでございますので、こちらも追加をしております。

次に21ページの事業名5です。今年7月から医療的ケア児コーディネート事業を開始しておりますので、その内容を追加しております。

次に22ページの事業名1です。こちらは、現状では、利用者がタクシー代又は燃料費を支払った領収書をもって申請していただきまして、それを確認の上、助成するというような事業となっておりますが、もっと簡易な方法を採用できないかということで検討をしているところでございますので、その旨を加筆しております。

同じく22ページの事業名4です。今年の4月にココバスが再編されまして、障

害者割引が導入されておりますので、その旨を加筆しております。

それと、事務局の方で追加したものとして、最後が入所施設の関係で、先ほど説明したところですが、こちらは陳情の採択を受けての修正ということで追加しております。それに伴いまして、12ページの事業名1です。現行の計画ではグループホームの方を指標にしておりましたが、グループホームと入所施設を合わせてということになりますので、居住系サービス事業所という形に改めております。

ただこちら、現状はグループホームしかありませんので、令和4年度実績の15事業所というのは変わらず、グループホームの事業所数という形になっております。

事務局からの説明は以上となります。

(会長)

では、後段のところでも今、説明を頂いたことを中心に前半を含めて、で構いませんので、ご意見を頂ければと思います。

(委員)

前に戻りますが、ご相談です。18ページの③「重度障がい・医療的ケア児(者)支援の充実」についてです。

ここに保健所の事業のことが書かれていますが、実は保健所の事業名が、「重症心身障がい児(者)等訪問事業」という事業でして、ここに正確にその内容が上手く書けないと思います。

実は重症心身障がい児の方の他に、医療的ケア児も入っています。そのため、両方に係ります。保健所の事業をここに書く必要があるのかということもよく分からなくて、もちろん今も連携させていただいていますが、ここに正確に書くことができないと思いますし、事業の内容を詳細に書くことも必要ないと思いますので、書き方について後日でも構いませんが相談させていただければと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

もし、今の時点でこういうふうに改めた方がというご意見を頂ければ。皆さんが揃っている時の方が良いのかなと思います。

(委員)

一つは「重度障がい者等」という事業名で、上のレスパイト事業も保健所の事業には無いです。保健所が行っているのは主に医療的ケアのある重症心身障がい

児の方と医療的ケア児の方です。なので、どうしたものかと。すっきりとここに当てはまらないので、保健所の事業のことは抜いていただいても良いかと思えます。

(会長)

施策内容の所の、どこがまずいのかということをもう一度、説明していただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

施策内容の、事業名1に保健所のことが書いてあるけれども、実は事業2も同じ事業の中でやっています。重症心身障がい児と医療的ケア児の両方に同じ事業で関わっています。事業の説明をするともっと細かくなってしまうので、個々に保健所の事業の説明を入れる必要があるのかなと思います。市の方をメインにさせていただいて、連携については書いていただいているのかなと思いますが。分かりにくいでしょうか。

(会長)

私の肌感覚ですが、まだ論点が共有されていない感じがしますが、事業名1の指標の所に書いてある、重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業の利用登録者数というのが、ここにも医療的ケア児が入っているのでおかしい、ということでしょうか。

(委員)

違います。市が行っている事業をメインにさせていただければよいと思いますので、保健所が行っている事業は抜いていただいているのではないかと。

(会長)

保健所でやっている事業というのは、どの部分でしょうか。

(委員)

「また、」からですよ。

(委員)

そうです。

(委員)

「また、保健所において」から、「助言などを行っています」までですか。

(委員)

はい。そこまでが、保健所で行っている事業です。

(委員)

それで、「保健所とも連携し」からの部分は残すということでしょうか。

(委員)

必要なら残していただいてもと思いますが、保健所の事業の説明を入れるとややこしくなるので、ここだけではなく事業名2にも関わってくる事業なので、保健所の事業は抜いていただいた方がすっきりするのではないかと思います。

(会長)

事業名1の方に「保健所とも連携し」と青字で書いてあるので、連携の内容として前段のところがあるという。そういうことですね。「保健所において、保健師や看護師が訪問し、看護及び相談・助言などを行っています」なので、これからも「保健所とも連携し」、という主旨ですかね、この文章としては。

(事務局)

主旨は今、会長がおっしゃったとおりですが、もし保健所の事業を抜くということだと、「とも」という所がおかしくなってくるので、「も」を取って、「レスパイト事業をしています。また、保健所と連携して医療依存度の高い重度障がい児(者)については支援を行います」という整理でもいいのかなと思います。

(会長)

再提案ですけれども、いかがでしょうか。

(委員)

それで良いとは思いますが、上の方のレスパイト事業も、正式名称で「重症心身障がい児(者)」となっておりますので、そうしたら、「重症心身障がい児(者)」で統一して頂いた方が、事業名の所を含めてすっきりするかと思います。

(会長)

それでは、ここは事業名の所を変えて、先ほどの施策内容の所で連携という所を

残すということによろしいでしょうか。

今、第二段階まで来ましたが実は、第三段階として計画案全体があるのですが。資料4です。こちらに一旦入らせていただいて、最後にまた、今のようにご意見があれば戻るといふことにさせていただければと思います。

それでは全体について事務局からお願いいたします。

(事務局)

こちらにつきましては、まず、皆さんに資料をお送りしてから修正が見つかった部分と、今日の市議会厚生文教委員会で出た意見もありますので、まず資料を修正する大きな箇所だけ先に説明させていただきます。

まず第1章の7ページです。こちらの図のところで、「小金井しあわせプラン」という言葉を使っておりますが、これは1期前の総合計画になりまして、現在は「第5次基本構想・前期基本計画」というのが正しいかたちになります。

リード文は修正しておりましたが、図の方の修正が漏れていましたので、ホームページに掲載するときに修正させていただきます。

次に第1章のところで今回、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を受けて項目を追加したものがあつたのですが、国の動向のところで法の施行が漏れていたところがありました。5ページです。こちらも修正したものをホームページには載せさせていただきます。

次に、細かい説明は省略しますが、第2章です。

(事務局)

5点、修正しておりますが、一点目、12ページ(3)精神障がい者についての記述の所ですが、「小金井市における」となつておりますが、実は第1章2ページの所で、小金井市(以下「本市」)となつているので、以降は「本市」という言葉を使いますよと謳つておきながら、されていなかったという修正です。

あとは、11ページ(2)知的障がい者についての記述の所ですが、(1)身体障がい者と(3)精神障がい者の所では「本市における」と記載されているにもかかわらず、(2)知的障がい者の所については記載されていない。

そういった、細かい文言の修正をあと3つくらい修正しております。協議に際して内容の修正ではないので、時間の都合上、内容を省略した方がよいのではと判断したところですよ。

続いて第3章59ページです。1番の基本理念ですが、現行の計画でも、その前の計画でも「小金井市障がい者ビジョン」という言葉を使つておりました。この「小金井市障がい者ビジョン」というのは、今でも固有名詞として使つている文言になりますので、「基本理念」の後ろにかっこ書きで「(小金井市障がい者ビジ

ョン)」というのを戻す形にしております。

併せて、下の図の所も、「基本理念」という所を「小金井市障がい者ビジョン」。文章の中でも使っていますが、文章の方で直す所が下から6行目です。「前回の障害者計画の理念」と書いてある部分を「小金井市障がい者ビジョン」に直します。それ以外にも「理念」という言葉を使っておりますが、例えば一番下の段落の下から3行目については「この基本理念に基づき」というのはイコールなので、ここは直さなくてもいいのかなと思います。

さらに、このもう一つ上の段落の、「本計画の基本理念については」というのもイコールなので、ここも直さなくてもいいのかなと思いますので、必要な所だけ直す形を取っております。

これに伴いまして、目次の方にも「(小金井市障がい者ビジョン)」という文言を挿入した形になっております。

最後に、94ページの拠点事業の、目標達成のための方策の所です。文章の最後が「強化する必要があると考えます。」という形になっておりますが、ここは方策を示す所で、「必要があると考えて、それで何をするのか」という内容が抜けておりますので、文章を改めております。

今、説明をさせていただくと、「地域生活支援拠点等を、障がい者の生活を地域全体として支える核として機能させるため、基幹相談支援センターと連携し、関係者への研修を行います。また、運営する上での課題を共有できるよう、拠点等に関与するすべての機関及び人材の有機的な結びつきを強化します。」という形で、何をやるのか分かるような文章に改めておりますので、ホームページにはその形で掲載させていただきます。

それでは今日、市議会厚生文教委員会で頂いた意見がございますので、そちらについて簡単に説明をいたします。

まず、資料の5ページです。ここで先ほど、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の件が抜けていたという話をしましたが、それが令和4年5月になります。その後に、さらに令和4年9月に権利条約の関係で所見が出されておりますので、その辺も踏まえる必要があるということで、そこについても文言を追加させていただく予定です。

次に59ページです。現行計画を作った時にはまだ、障害者差別解消条例をちょうど、作っている最中だったということで記載が無かったのですが、今回、この計画を作る時点では既に施行し、改正条例等も出ているので、この基本理念の所の2段落目の次辺りを想定しておりますが、障害者差別解消条例が施行されていることと、その理念にも基づいていることを追記しようと思っております。

次に65ページの事業名2についてですが、ここは幼少期から障害者差別解消条例に関するパンフレットを使った、具体的には小学5年生を中心に教育委員

会で取り組んでいただいていると思いますが、それをイメージして書いたものではありますが、その辺が分かりにくいという指摘を受けました。

たしかに「職場での」、と繋がっているのに、指標が子どもになっているということで、「たしかに何で、ここがこういう記述なのか、分かりにくい」ということがありますので、「小学5年生を中心に将来を見据えてやっています」ということが分かるような文章にするべきだというご指摘を頂いております。

こちらにつきましては「教育委員会と調整の上、修正をしたい」という答弁をしているところです。

次に67ページです。こちらは保育課に関わる所なので、この場での解決は難しいのではと考えておりますが、議会で出た意見としては事業名7障がい児保育の推進につきまして、受け入れ可能園数が現在、34園。方向性が継続となっているが、ここについては「充実する方向で進めている方向ではなかったのでは」という質問がありました。

こちらは「保育課に関わる施策にということを持ち帰らせていただきます」ということになっております。

次に86ページです。86ページなのか76ページなのか微妙なところですが、86ページを開いていただきまして、ここで情報アクセシビリティの向上の中で「やさしい日本語の記述も必要なのではないか」という意見を頂いております。先ほど、ページが微妙だという話をしましたが76ページをご覧いただきたいと思っております。②「情報提供体制の充実」とあります。現行の計画では元々、「情報提供体制の充実」という所と、先ほどご覧いただいた「情報アクセシビリティ」の所が一つの項目として載っていましたが、法施行に伴いまして項目を別々にしたというような経過があります。別々にした整理の仕方としては、「情報提供体制の充実」というのは情報提供全般に関わるようなもの。一方で86ページに移行したものについては個々の障がいに合わせた対応をとったものというように整理をしております。そういった意味で考えたときに、やさしい日本語の表記というのを、市が発信する全てのものについて取り入れていくという考え方に基づけば76だと思っておりますし、知的障がいの方に対しても分かりやすく表現するという位置づけに基づけば86ページになるのかなとも思っております。後ほど皆様のご意見を伺いたいと思っております。

あわせてここに関連して頂いた、もう一つの意見としまして、「東京都手話言語条例が施行されたことを踏まえた取組は必要ないのか」というご意見を頂いております。こちらにつきましては、厚生文教委員会の場合では、「自立支援協議会の方に当事者の方が委員としていらっしゃるので持ち帰ってご意見を頂きたいと思っております。」とお答えしておりますので、後ほど委員にはご協力を頂きたいと思っております。

次に87ページです。事業名1グループホームの整備に関してですが、こちらは計画全般にも関わることでおは思っておりますが、一つは今後の方向性の捉え方についてです。施策内容で「居住環境の確保に努めます」という文言があるのと、「グループホームを必要としている人というのは実際には多く、増やす必要があるのでは」というご意見がある中で、「継続」でいいのかと。

他にも幾つか、施策内容で「推進します」というような文言がありながら、方向性が継続になっていると。ここは全般的に整合を取る必要があると思っておりますが、難しいと思っているのが施策内容というものと、指標というものと、今後の方向性。この三つがどのようにリンクしているのかというところが、今、私の考えで「継続」にしているというのは「確保に努めるという取組を継続して行い。結果としてそれで事業数が増えればいい」という思いで、「継続」と書いているのですが、ただ、指標とリンクさせると、今15ある事業所数を例えばグループホームを20に増やしていくと。同じ取組を継続していくことによって20に増やしていくとなると、指標ベースで考えればそれは「充実」だろうと。そういった話がありまして、ここは一旦、預かっておりますので、後ほど皆さんの意見で整理して頂ければ助かるなというところでございます。

次に88ページです。「災害発生時の支援」というところで、要配慮者名簿というものがありますが、その記載が無いと。地域福祉計画の方には記載がありまして、介護の計画の方にも「地域福祉計画再掲」という形で載っているということでございますので、整合を取りますと載せた方が良いかと思っております。ただ、載せ方で少し迷っているのが、要配慮者名簿のことが必要だという厚生文教委員会の意見の趣旨というのは、「その存在すら知らない人がいることによって、支援が必要なのに、それに登録していない人がいる。だから周知が必要だ」という意見です。

そうしますと、当事者の方の意識の向上が必要ということで①にするべきか、市として整備していくということであれば②に入れる必要があると思っております。入れるのは入れた方が良く思っている一方で、①と②のどちらに入れるべきか悩んでおりますので、後ほどご意見を頂きたいと思っております。

次に94ページ(3)の2行目に「強度行動障害を有する者への支援体制の充実」というものがあります。これに対して下の活動指標、「支援体制の充実」をどうしていくかというところですが、令和6年度から令和8年度まで全て「検討」で終わっていていいのかどうかということです。ただ、今日の時点での答弁としましては、「国の指針自体が「市町村又は圏域において」、ということになっているので、現時点で市単独で設置するのか、あるいは圏域で考えていくのかというところが見えていないところがありましたので、検討になっています。」という答弁をしているところでございます。

次に95ページと96ページにまたがる所です。95ページの項番が(4)。96ページの項番が(6)になっています。これが障害福祉計画として定める内容が抜けているのか、それとも表記ミスかということでしたが、今、確認を取ったところ、必要項目は落ちていないということでしたので、(5)とすべき所が(6)になっているということですので、97ページ以降は一つずつ項番をずらした形にさせていただきます。こちらホームページに載せる時点で修正したものにさせていただきます。

次に109ページの真ん中の所、「成年後見制度法人後見支援事業」です。こちらは小金井市においては、まだ未実施となっておりまして、実施するかどうかの検討もまだ出来ていない状況があることから、見込の所を「検討」とさせていただいておりますが、「「検討」のままでいいのか」というご意見を頂いております。こちらについては先ほど、事務局で確認したところ、社会福祉協議会で行っている事業とも絡みがあるということですので、こちらについては自立支援協議会で協議するというよりは、事務局の方で整理させていただくという形をとらせていただきたいと思います。

私がメモした範囲内では、厚生文教委員会からの意見は今のとおりでございますが、後ほど確認して万が一、抜けている所がありましたら修正のうえ、会長と調整させていただくという形をとらせていただきたいと思います。

ということで、元々用意していた資料の説明に戻らせていただきたいと思います。それでは資料4全般について、あらためて説明をいたします。

まず、第1章についてです。何章の何処、ということではないので、ページ数については省略させていただきます。第1章については「計画策定の趣旨について」ということで、法改正や更新と、国や社会全般の動向について記載したもの。それから障害者計画、障害福祉計画、及び障害児福祉計画とはどういうことを規定する計画なのか、根拠法は何なのか、また、本市における関連計画との関係性はどのようになっているのか、あるいは計画の期間はそれぞれ何年なのか、どのような体制で策定したものなのかといった、計画の概要について説明した章となっております。

(会長)

今、説明していただいていることは、資料本体を見た方がいいのか、それとも目次だけを見た方が分かりやすいのか、どちらですか。

(事務局)

目次を見ていただいた方が分かりやすいかもしれません。

次に第2章です。第2章は「市の現状と課題」ということで、市の統計資料及び、

昨年度実施したアンケート調査の結果を引用して現状を数値で示した上で、それらを踏まえて本市の課題については何かということを整理した章になっています。

次に第3章です。こちらは「計画の基本的な考え方」ということで、基本理念、基本目標、体系図について記載した章になっています。

第4章については先ほどご協議いただいた「施策の展開」ということで、こちらは計画の中心部分ということになっています。

次に第5章「数値目標とサービスの見込量」です。こちらについては、障害福祉計画及び障害児福祉計画ということで、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、及び児童福祉法に基づく障害児支援の供給量の見込と、それを確保するための方策を示した章になります。サービスの見込量につきましては、実績を基に国が示す指針に基づいて算出しておりますので、あまり裁量の余地はありませんが、皆さんにご確認して頂く所としましては先ほど説明したような方策の部分、その辺が中心になるのかなと思っております。

全般の説明として、最後の第6章「計画の推進」につきましては、計画の進め方や評価方法について規定したものととなっております。第6章については現行の計画と若干変更した部分がありますので、113ページをご覧ください。中段の所に障害者福祉センターの記述と福祉共同作業所の記述がありまして、現行計画の段階では障害者福祉センターについて民間移譲を検討していた時期があります。その旨が書いてありましたが、現状はといいますと、民営化に関しては、まず利用者の意向を最大限に尊重、考慮する必要があると考えているところがあるというところと、現行計画策定時と比較しまして、現状あるいは今後の社会情勢を踏まえた時に、市が一定関与していた方がセーフティネットとしての役割を果たせるのではないかと考えているところがございますので、その辺、「必要性を含めて慎重かつ丁寧に検討します」という形に改めております。

もう1点、福祉共同作業所の方が、現行計画では利用者の高齢化等に伴い、在り方を検討する必要がありますというような内容になっていましたが、それに加えて(仮称)新福祉会館への移転を機に、在り方について検討する必要があるのかなと思っておりますので、その辺を加筆しております。

最後に114ページ(4)計画の評価方法についてです。現行の計画では「最終年度に評価を行う」とだけになっておりますが、今回の計画では「毎年、庁内連絡会と自立支援協議会において進捗状況の確認を行う」ということを追加しております。

資料の説明については、以上となります。

(事務局)

今日、厚生文教委員会のお話をさせていただきました。今日はあくまでも意見であって、最終的には12月に委員会としてまとまった意見、その他今日、「個別にこういう意見が出ました」というところが、パブリックコメントと同じような形で出てくることになるかなと思います。ですので、とりあえずパブリックコメントまでにやらなければいけない部分と、パブリックコメント中に検討していくという部分に分けていただかないと、今日の限られた時間ではとっております。特に第4章の方向性の考え方のところについては我々も整理しなくてはならないとっておりますので、前回の協議の内容と、今回渡した資料もつい最近というところがございますので、最終的には今日、議論していただき、多分、協議会としても「まだ、これも」というものがあると思っておりますので、そういったところはまた、「会長にお預かり」というところと、パブリックコメントの後でも議論していくという形を踏まえて、本日、対応していただければと思います。無理なお願いばかりで申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

(会長)

今、18時45分ですが、最低でも今日、少なくとも意見集約をしておかなければならないという事項をもう一回、教えていただけますか。

(事務局)

「今後の方向性」の「継続」と「充実」の違いについての整理はしておきたいと思っております。あとは、先ほどの要配慮者をどちらかにするかということについては、特段の意見が無ければ事務局で整理するべきところかなと思っております。こうすべきだという強い意見が無ければそこはいいかなというところでは、やさしい日本語のところを何処に入れるのかということと、委員からご意見を頂きたいところとしては、手話言語条例を踏まえて何か追加する必要がないかということ。その辺が中心かなと思います。

(会長)

「継続」か「充実」か、については、シンプルに「これから増やしていくということであれば充実」だし、「今、検討しているものを続けるということであれば継続」ということだと思います。会長・副会長の方で預らせていただければ、と思っております。

ただし、「やさしい日本語」の所と、委員からの意見をここで頂いた方が良くと思います。まずは委員からの意見をお願いします。

(委員)

突然、言われましても…

「やさしい日本語」というのは、聞こえない人が過去に、きちんとした教育を受けられなかったという背景があります。文を読めない、聞こえない人がいる。聞こえない人だけではなくて、知的障がいの方も含めて分かりやすい言葉、ルビを付ける、難しい漢字を使わない、そういうようなイメージをつけてほしいと思います。

以上です。

(会長)

とするとやっぱり、「障がい特性に応じた」という所に入れるのが一番すっきりするかなと思いました。委員からの意見としては、障がい特性の方に入れさせていただくということですね。

あとは手話言語条例。これを何処に入れるかという。

(事務局)

入れるとすれば意思疎通支援の充実かなと思いますが、手話通訳者の確保ということで書かせて頂いておりますが、これの他に何か、手話言語条例を踏まえて「こういう取組が必要では」というお考えがありましたら、ここで伺っておきたいと思います。

(委員)

東京都の手話言語条例というのは手話を一つの言語として認めてほしい、ということです。配慮とはちょっと意味が違います。言語として認める。手話を学ぶ。手話を使う。手話で勉強する。そういう権利を確保するということです。この障害者施策に含めるかどうかというのは、私自身も障害者差別解消条例と別に、言語条例を作ろうという活動をずっと行ってきました。そういう活動を市に対してきちんと伝えていきたい。また、市の対応が、障害者差別解消条例が曖昧であれば私も別に、きちんとした条例を作っていきたいと思います。ここに組み込むかどうかということについては少し時間を取って考えさせていただければと思います。

(会長)

やはり、これは福祉サービスをどのように充実させるかという計画なので、手話言語条例については、今まで差別解消法とか、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例を充実させるのかということをもう一本立てるのかどうかという議論に回した方が良いのではと思いますが、いかがで

しょうか。

では、事務局の方。そういうふうな整理の仕方をさせていただくということ。

(事務局)

計画には特段盛り込まずに、別の形で議論するということがよろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

あと、厚生文教委員会からの質問についてです。83ページの所に「高次脳機能障がいへの対応」とありますが、ここで以前、障害者差別解消条例のパフレットを整理したときに失語症については特別扱いをした経過があると思います。

「取組として施策内容の中に失語症に特化した取組は必要ないのか、当事者の意見を聞いたのか」という質問でした。その時点での答弁としては、「現状では、いちごえ会さんにヒアリングした時にそのワードは出てこなかった」というものではありますが、条例改正の際の議論を踏まえて何か書く必要があるのか、その点について自立支援協議会としての意見を頂きたいと思います。

(会長)

今日の段階で、事務局で腹案はありますか。高次脳機能障がいの方や失語症の方、と並べるのか。高次脳機能障がいの結果として失語症があるので、日本語が難しいですが。

(事務局)

では、パフレットを基に事務局で調整させていただいて、後ほど報告させていただきます。

(会長)

あと15分程度で終わらせなくてはいけないという時間の都合があるのと、ご意見を頂ける期間が少しあるのと、パブリックコメントの中でも意見を言うことが出来るということ踏まえて、今日はここで一旦、止めさせていただいて、細かいところは事務局と会長・副会長で預らせていただいて、パブリックコメントの案をとるという形で進めさせていただければと思います。

我々の議論の中核は、以上ということになります。

次に障害者週間行事について、事務局からお願いします。

(事務局)

今年度の障害者週間行事につきましては、「切れ目のない支援を目指して」とい

うことで佐々木宣子委員、畑委員、田中委員にそれぞれお話しいただくというところまで決まっています。

本日はイベント前の最後の協議会になりますので、当日の具体的な内容について決定したいと思います。

まず、当日の司会役ですが、例年どおり障害者週間実行委員会に参加している委員の方ということで石塚部会長にお願いしたいと事務局では考えております。

また、それぞれの講演内容についてですが、会長・副会長・部会長との打合せにより事前に検討した内容としては、佐々木宣子委員には、サービスに繋がっていない児童の拾い方について現状に即して話していただく、畑委員には学齢期の中でも就学するとき、あるいは小学校から中学校、中学校から高校への進学、高校卒業など、移行期に関する実体験を話していただく、田中委員には介護サービスへの移行も含めまして、成人期の支援について話していただくということを提案したいと思っております。

なお、講演時間につきましてはそれぞれ15分から20分程度ということで、具体的な内容については、今後調整させていただきたいと考えております。

事務局の提案としては、以上になります。

(会長)

今までお話を伺っている中で、これではどうかという叩き台です。当日まで修正出来ますので、ご意見を頂ければと思います。

(委員)

チラシには「障害者計画について」となっていますが、話の中でそれをどのように絡めていく予定ですか。

(事務局)

説明が不足していたところがありまして、3名の委員の講演の前に私の方から「障害者計画とはこういう計画です」ということと、「今、パブリックコメントをしている最中なので、意見がありましたらお寄せください」という説明をする予定です。

(会長)

その上で、障害者計画と直接絡めるというのをパブリックコメントで行っているので、リアルな話を聞いていただいて、パブリックコメントに意見を頂くときに有用な参照情報になってほしいと考えております。

(委員)

分かりました。

(委員)

講演の内容や持ち時間など、市の方からなかなか来なかったのも、私の方からせつつきました。やはり息子が就学相談から高校を卒業するまでの節目節目に必要な取組がありましたので、「支援学級の方はこういう取組」という具体的なことはなかなか言えませんが障がいのある子、という意味では同じだと思いますので、就学前の子どもが小学校に入学する前にはまだ、障がいがはっきりしないというか、「自閉症らしいよ」みたいな、「～らしい」という中から障がい特性を捉えていくのが難しい年齢なので、「かなり悶々としながら決めるということについて、それでも親御さんは支援級若しくは支援校と決めたのであれば、そこに向かってどうやっていくか」という話をしたいと思っています。小学校から中学校に向けては、小学校低学年で段々特性が見えてきて、高学年になってくると親御さんの方も対策を取れるようになってきて、その後、中学に入るときにどこを選んでいくのかという時の考え方というのがありますので、「障がい特性を無視して知的のレベルだけで選ぶわけではなく、そういうところの考え方についてもこうすれば良いのではないかとか、間違ったことでこんな例もありましたよ」という話も出来ると思います。高校になると義務教育ではなくなって大分、様子が変わるので、「高校に毎日通えない人が増える理由は何なのか」というような話が出来ると思います。支援学級の方も支援校から来た方も、高校で一緒になる中で、幅広いお子さんがいる中で、学校の取組というのも、今日も学校に電話をして聞き取りをしたばかりなので、かなり就労に向けて頑張っている学校なので、それに親御さんもついていこうと。「校に丸投げという親御さんも増えてしまったので、「お母さんも理解して一緒にやろうよ」という話。こんなに学校が頑張っているのに、学校が卒業後の場所を探してくれると思っている親御さんがいたりしますので、「お母さんもちゃんとついていこう」というところを優しく、言葉を考えて話したいと思っています。

(会長)

よろしく申し上げます。委員、いかがでしょうか。

(委員)

今の委員の話だけでも相当ボリュームがありそうだなと考えると、ぶつ切りみたいな話の内容にならなければいいなと思いました。サービスに繋がっていない児童の拾い方という、ざっくりとしたテーマを頂きましたが、きりり自体が保

健センターの役割とは異なりますので、見つけ出すというニュアンスとは異なる立場だと思います。なので、サービスに繋がっていないことが悪いとか、出来ていないから出来るようにするというよりは、相談できる場所があるんだというふうに思っただけの場所でありたいというところを軸において、「きらりってこういう所で、こういう相談をされていますよ、相談にいらしていただいて大丈夫ですよ」というメッセージになればいいかなと思います。ただ、今学校の話の伺っていると、そこを少し深めたいかなとも思いますので、話の内容が散らないようにと考えております。

(会長)

時間配分を含めて、事前にご相談頂ければと思います。委員、いかがでしょうか。

(委員)

私もまだ、どこにフォーカスを当てればいいのか迷っていますが、途中で、先ほどの繋がっていないということに通ずるかもしれませんが、どういうサービスが受けられるのか分からなかったところから始まって、また、介護保険への移行期なので、それは介護保険だよ、と言われるような瀬戸際の難しさもありますので、私だけではなく様々な人から聞いた話や体験談も踏まえて、難しさについて話せたらいいかなと思っています。

(会長)

それでは、お願いいたします。

司会進行は部会長でよろしいでしょうか。

(部会長)

はい。

(会場から拍手あり)

(会長)

では、そのようなかたちで障害者週間行事を進めるということで、次にその他、何かございますか。

(事務局)

事務局の方であらかじめ用意した議題は特にございませぬ。

(会長)

委員の皆様からは、何かございますか。

(部会長)

先ほど、計画の説明の中で最後、法人後見の話があったかと思います。今回、第4章の中に具体的な後見の話はありませんが、第5章の地域生活支援事業の見込量の中で、成年後見制度法人後見支援事業について「検討」というふうに書かれていて、法人後見の進み具合については確かにまだ、あまり進んでいない状態で、実は社会福祉協議会の方では一応、法人後見を受けられる体制ということで要綱上、作ってはありますが、そういったことで失礼な言い方ですが実際に1件、試験的にやらせていただいたことが過去にありました。ずいぶん前の事になりますが。やはり、かなり大変な業務であるということで、現在、通常業務と併せて行うことがなかなか難しいということで十分な体制をとれていない状況ですので、個人的見解になりますが、これから体制を充実させて行っていく必要があるだろうと思います。それに合わせて支援体制をどのように構築していくのかということについて、社会福祉協議会なり市と連携してやっていく必要があるなど考えております。あと、後見制度については、障がいだけではなくて高齢の方や認知症の方も含めていくということで、地域福祉計画の方でもかなり書き込んでいただいていると思いますので、障害者計画の方で内容が薄いと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、そういったことで承知していただければと思います。

(会長)

それでは、次回の開催日程について事務局からお願いします。

(事務局)

今回は12月9日土曜日10時から12時までの予定で、宮地楽器ホール・小ホールで障害者週間スペシャルイベントの開催がございました。開会前の準備につきましては、事務局と障害者週間実行委員会で行いますので、他の委員の皆様は開場時間の9時45分を目安にお越しいただければと思います。

また、協議会につきましては、1月10日水曜日午後5時から第二庁舎801会議室で開催いたします。

11月15日から12月15日までの期間で、障害者計画に係るパブリックコメントを実施しますので、その結果の報告がメイン議題となります。

今後の予定については以上です。

(会長)

それでは、皆さまとは障害者週間のイベントでお会いするというので、3人のシンポジストの方、よろしく願いいたします。

お疲れ様でした。